



令和7年度
和木町こども・子育て会議

令和8年2月12日
18時30分～
和木町文化会館講習室

本日の議題

1. 新委員の紹介及び会長、副会長の選出
2. 令和6年度の子ども・子育て支援事業の評価
3. 乳児等通園支援事業者の確認について

こども  でも通園制度

4. その他

和木町「こども誰でも通園制度」はじまります：利用ガイド

制度の基本ポイント

対象は
「0歳6ヶ月から3歳未満」
保育園などに通っていない
未就園児が対象となります。

利用料は
「1時間300円」
利用したその場で直接施設へ
支払う形式です。

一般型



専用の定員枠(5名)
を組んで実施

余裕活用品



園の通常定員に
空きがある場合に実施

実施場所は「和木こども園」

一般型(定員5名)と、国の空き状況に応じた余裕活用品があります。

利用開始までの3ステップ

1. 町へ申請・ID受け取り
町に申請書を提出し、利用認定証と
システム用IDを受け取ります。

2. システムで予約と面談
オンラインで施設との面談を予約し、
面談後に本予約が可能になります。

3. 施設利用と当日支払い

承認された日に利用し、
料金を支払って完了です。

スマホで簡単！「こども誰でも通園制度」システム利用ガイド

就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付です。2025年3月にリリースされた「総合支援システム」により、施設検索から予約、残時間の確認までがスマートフォンで完結する仕組みを解説します。

制度の3つのポイント



月10時間まで、
誰でも利用可能

就労状況に関わらず、時間単位で
柔軟に利用できる新しい給付制度
です。



スマホで予約・
キャンセルが完結

24時間いつでも、マイページから
施設の検索や予約の管理が可能で
す。



安心のサポート体制

お子さまのアレルギー情報などの
重要事項は、施設とリアルタイム
で共有されます。

利用の3ステップ（フローチャート）



STEP 1：基本情報の登録

お住まいの市区町村で申請後、システムに
お子さまの情報を登録します。



STEP 2：事業所を探して面談

地図や現在地から施設を検索し、事前に初回
面談を行ってお子さまの特徴を伝えます。

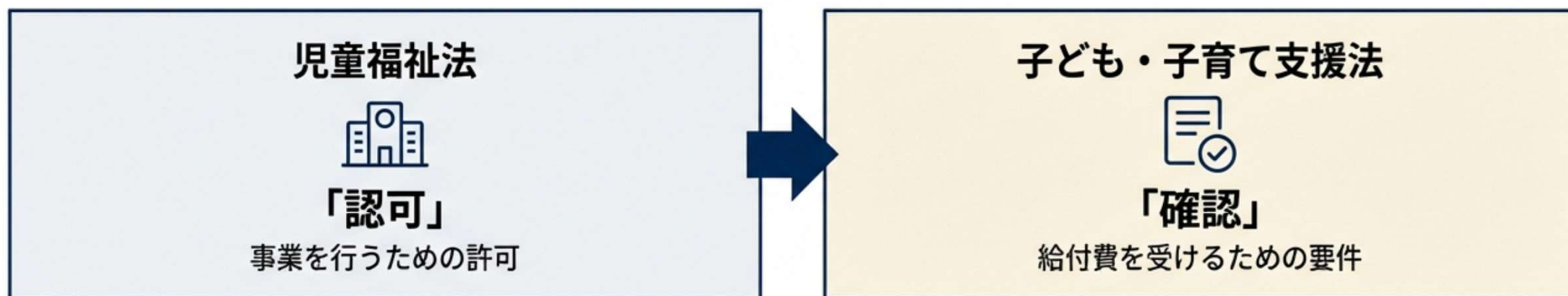


STEP 3：予約・利用

空き状況を確認して予約。マイページのゲージ
で、その月の残り利用時間も一目で分かります。

特定乳児等通園支援事業者の確認について

子ども・子育て支援法に基づく法的根拠と確認の必要性



1. 制度の本格実施と確認の必要性

令和8年度より、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が本格実施されます。これに伴い、事業者が公定価格による「乳児等支援給付費」を受給するためには、児童福祉法に基づく「認可」に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の「確認」が義務付けられています。

2. 特定乳児等通園支援事業者とは

子ども・子育て支援法第30条の20に基づき、市町村長から確認を受けた事業者を「特定乳児等通園支援事業者」と呼びます。この確認は、当該事業者が給付対象として適格であることを公証する行政行為です。

【根拠条文】子ども・子育て支援法 第30条の20（特定乳児等通園支援給付費の支給）、第54条の2（特定乳児等通園支援事業者の確認）

確認に係る基準および手続きの適正化

法および条例に基づく厳格な審査プロセス

1. 確認審査の基準



人員配置

保育士等の資格・員数が
基準を満たすこと。



設備基準

乳児室、ほふく室、
安全管理設備の整備。



運営体制

苦情解決、秘密保持、
非常災害対策の確立。

確認にあたっては、法および「和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」等に基づき、上記の体制制が整備されているかを審査します。

2. 行政庁による審査と諮問

申請受理・審査

子ども・子育て
会議へ諮問

答申

確認・公示

事業者からの申請受理後、行政庁による形式審査および実地確認等を行います。その上で、処分の客観性と公正性を担保するため、子ども・子育て会議への「諮問」を行う手続きが定められています。

子ども・子育て会議からの意見聴取について

専門的知見の反映と地域ニーズへの適合

1. 意見聴取の法的義務

子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業者の確認（または確認の変更）を行おうとするときは、あらかじめ「子ども・子育て会議」の意見を聴かなければならないと規定されています。

2. 主な諮問・審議事項

- ・利用定員の設定：地域の需要（量の見込み）と供給体制の整合性確認。
- ・基準への適合性：事業者が提供する支援の質が、条例等の基準を満たしているかの確認。

本日、以上の法的根拠に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認について諮問し、委員の皆様のご意見を伺います。

確認のプロセスと対象事業者



【本日、意見を伺う対象事業者】

事業者名	和木町立和木こども園
所在地	和木町和木2-4-1
実施形態	・一般型（定員5名） ・余裕活用型（空き定員を活用）
基準適合性	事務局による審査の結果、基準適合を確認済

以上の確認について、ご意見を求めます。

今後のスケジュールと本日のゴール



本日のご意見を踏まえ、事業者の確認および制度運用を進めてまいります。

本日の議題は以上です

ご協力ありがとうございました